

◆ピロリ菌と胃がん

内視鏡を使わない方法で行う検査は胃がん検診ではなく、あくまで胃の健康度を診るためのものです。胃がんの中にはピロリ菌とは無関係の胃底腺がんもあり、ピロリ菌検査だけでは胃がんのリスク判定は不十分です。

また、ピロリ菌の除菌により胃がんの発生率を低下させることはできません。胃がんを見つけるためには、年に1度は胃がん検診を受ける必要があります。



◆20歳の節目にピロリ菌検査

本市では、今年度より20歳の方を対象としたピロリ菌の検査を行います。

40歳未満の方が除菌効果が高いといわれていますので、ぜひ、検査を受けましょう。

●対象者

平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの市民の方

(令和元年11月1日時点で市内に住所がある方に受診券を送付します。進学などが理由で住所を移した方で、検査を希望される方にも受診券を送付しますので、健康課へご連絡ください)

※陽性だった場合の治療は自己負担となります

●料金

無料

●検査方法

尿検査(尿中抗体検査法)

●実施期間

12月2日～令和2年11月30日(市内指定医療機関の診療時間内)

●その他

詳細は11月下旬に届く受診券をご覧ください

20歳は成人

になる節目の年齢です。本市ではピロリ菌検査以外にも、成人歯科検診、子宮頸がん検診(女性のみ)も無料で受診できます。



大切な節目の時期に、自分の身体メンテナンスのため、検診デビューしてみるのはいかがでしょうか。

【お知らせ】

◆飲食店・事業所における受動喫煙対策説明会

望まない受動喫煙の防止を目的とする改正健康増進法が平成30年7月に公布され、学校・病院・官公庁などは令和元年7月1日から原則敷地内禁煙が、飲食店・事業所などは令和2年4月1日から原則屋内禁煙が義務付けられます。

そこで、次の通り、説明会を開催しますので、ぜひ、ご参加ください。
【日時】12月17日(火)午後1時30分～3時30分【場所】ライフポートとはやし中ホール【対象】飲食店・事業所の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など【参加費】無料【内容】改正健康増進法の概要、職場の受動喫煙対策(施設整備、事例紹介など)、助成金などの支援制度、改正健康増進法施行に伴う罰則の適用など【申込】12月10日(火)までに、HPまたは豊橋市保健所までFAXにて(申込書はHPでダウンロード可)
※詳しくは、市健康課までお問い合わせください



HPのQRコード

▼健康課

☎23・3515

▼豊橋市保健所

☎(0532)38・0780

●休日当直医

※当直医は変更になる場合がありますので、医療機関または市役所へご確認の上、受診してください 市役所 ☎22-1111(代表)

月日	当直医	電話番号	月日	当直医	電話番号
11月3日(日・祝)	國見医院	☎22-0756	11月17日(日)	おかだクリニック	☎37-0001
	ぶくい眼科	☎22-5878		山本耳鼻咽喉科	☎24-4100
	木村歯科医院	☎22-0404	かわい歯科	☎24-0080	
11月4日(月・振)	藤岡医院	☎32-1515	11月23日(土・祝)	川瀬医院	☎35-1511
	まち眼科	☎22-2710		渡辺歯科医院	☎32-3561
	平野歯科医院	☎22-0214	11月24日(日)	田原市赤羽根診療所	☎45-3505
第2国見医院	☎23-2302	山内歯科医院		☎23-1525	
11月10日(日)	あおきファミリー歯科	☎32-2700	12月1日(日)	永井医院	☎22-0227
				まち眼科	☎22-2710
				青木歯科クリニック	☎33-1139

診療時間 医科●9:00～17:00/歯科●9:00～12:00 夜間や、かかりつけの医師が不在のとき 渥美病院●☎22-2131